

千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和4年10月19日制定 耕第1074号

令和5年8月10日 一部改正

(目的)

第1条 コロナ禍において外食需要の落ち込み等により米価が下落している中、さらに燃料価格高騰により電力料金等が値上がりし農業者が大きな影響を受けている状況である。これを踏まえ、農業者の負担軽減に資するため、県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された農業水利施設を管理する土地改良区および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体（以下、「土地改良区等」という。）並びに、補助事業を活用して管理している農業水利施設に係る補助事業費の一部を負担している土地改良区等に対し、管理している揚水機場、排水機場及び用排兼用機場（以下、「機場」という。）に要する電力料金等の増高分に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助対象施設、経費及び補助率等)

第2条 補助事業の補助対象施設、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(間接補助事業者及び実施主体)

第3条 間接補助事業者は、千葉県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)とし、県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された農業水利施設を管理する土地改良区等並びに、補助事業を活用して管理している農業水利施設に係る補助事業費の一部を負担している土地改良区等を実施主体とする。

(交付申請)

第4条 連合会は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合には、知事が別に定める期日までに千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、連合会について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第6条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、農業水利施設物価高騰対策支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 連合会は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在における農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金遂行状況報告書(別記様式第3号)を翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 連合会は、規則第12条の規定により、実績報告をしようとする場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに、農業水利施設物価高騰対策支

援事業補助金実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。この場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がないときは、その理由について併せて報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が規則第14条の規定による額の確定のあった日の属する年の翌年の5月末日になっても明らかにならない場合には、その状況について、同年6月15日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により知事に報告しなければならない。
- 5 連合会及び土地改良区等は、補助金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類などを整備し、これらの書類を補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度から起算して5年間以上保管しなければならない。

（是正のための措置）

第9条 知事は、規則第12条の報告を受けた場合には、規則第13条に基づき、是正の為の措置を命ずることがある。

（交付の請求）

第10条 連合会は、規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとする場合には、千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 連合会は、規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の清算）

第12条 連合会は、年度末に残額が生じたときは、該当残額を県に返還するものとする。

（暴力団密接関係者）

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

別表（第2条第1項）

補助対象施設	補助対象経費	補助率
1 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場	1 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された農業水利施設のうち土地改良区等が管理している機場において、令和5年4月分から9月分の電力使用量及び油脂使用量について、令和3年からの電力料金及び油脂費高騰 ^{※1,2} に伴う増高分。ただし、土地改良区等の実負担分に限る。	当該経費の2分の1以内
2 補助事業を活用して管理している機場	1 基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設において、土地改良区負担分のうち、令和5年4月分から9月分の電力使用量及び油脂使用量について、令和3年からの電力料金及び油脂費高騰 ^{※1,2} に伴う増高分に相当する額。ただし、土地改良区等の実負担分に限る。	当該経費の2分の1以内
	2 水利施設管理強化事業の対象施設において、補助対象費用に係る土地改良区負担分及び補助対象外費用のうち、令和5年4月分から9月分の電力使用量及び油脂使用量について、令和3年からの電力料金及び油脂費高騰 ^{※1,2} に伴う増高分に相当する額。ただし、土地改良区等の実負担分に限る。	
3 間接補助事業者事務費	1 事業実施のため、知事が必要と認める事務費	定額

※1 電力料金高騰とは、基本料金及び電力量料金、燃料費等調整単価の高騰を示す。電力料金高騰は、令和3年同月と比較し算出することとする。油脂費高騰分とは、年度ごとの平均単価を比較し算出することとする。

※2 令和4年から令和5年の電力料金及び油脂費の高騰に伴う増高分は、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金交付要綱（令和5年5月15日付け耕第296号制定）に定める「農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業」の対象とならない場合に限り対象とする。

別記様式第1号（第4条第1項）

年度 千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年度において、下記のとおり農業水利施設物価高騰対策支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 目的

土地改良区等に対し、農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を補助することにより、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。

2 経費の配分（別紙第1のとおり）

3 収支予算書（別紙第2のとおり）

4 完了予定年月日

5 仕入れに係る消費税等相当額（注1）

6 その他知事が必要と認める事項（注2）

注1 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

注2 申請書には、誓約書（千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）（別記様式第8号）及び役員等名簿（別記様式第9号）を添付すること。

別紙第1（別記様式第1号）

■経費の配分

1 補助金交付要綱第2条 別表 補助対象経費の1-1から2-2に係る経費について

【電力料金】

No.	団体名	補助対象 事業費(円)	対象 施設数 合計 (施設)	補助金額 (円)	補助対象区分 (1-1)		補助対象区分 (2-1)		補助対象区分 (2-2)	
					対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)	対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)	対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)
合計										

【油脂費】

No.	団体名	補助対象 事業費(円)	対象 施設数 合計 (施設)	補助金額 (円)	補助対象区分 (1-1)		補助対象区分 (2-1)		補助対象区分 (2-2)	
					対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)	対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)	対象 施設数 (施設)	補助金額 (円)
合計										

※補助対象区分 (1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場
 (2-1) 補助事業を活用して管理している機場
 【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】
 (2-2) 補助事業を活用して管理している機場
 【水利施設管理強化事業の対象施設】

2 補助金交付要綱第2条 別表 補助対象経費の3-1に係る経費について

3 経費の合計

※特記事項

- ・別紙第1－2及び別紙第1－3, 別紙第1－4を併せて提出すること。
- ・補助金交付要綱第2条 別表 補助対象経費の3-1に係る経費について、内訳がわかる資料を添付すること。
- ・上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

■経費の配分 (団体ごと)

団 体 名 : _____

1 補助対象区分ごとの集計 (電力料金)

(1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
1 - 1		
1 - 2		
1 - 3		
1 - 4		
1 - 5		
合計		

①

(2-1) 補助事業を活用して管理している機場

【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
2 - 1		
2 - 2		
2 - 3		
2 - 4		
2 - 5		
合計		

②

(2-2) 補助事業を活用して管理している機場

【水利施設管理強化事業の対象施設】

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
3 - 1		
3 - 2		
3 - 3		
3 - 4		
3 - 5		
合計		

③

2 補助金額の算定 (電力料金)

補助対象区分	対象 施設数 (施設)	補助対象事業費 (円)	補助金額 (円)
1-1 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場 ①	あ		
2-1 補助事業を活用して管理している機場【基幹水利施設管理事業・ 県単土地改良施設管理事業の対象施設】②			
2-2 補助事業を活用して管理している機場【水利施設管理強化事業の 対象施設】③			
合計			

※ 補助金額＝ 補助対象事業費 × 補助率 (1円未満切捨て)

※特記事項

- ・施設番号は、通し番号とし、個票(別紙1-3)と合わせる事。
- ・土地改良区以外の団体にあっては、規約等を添付すること。
- ・上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

■経費の配分 (団体ごと)

団 体 名 : _____

1 補助対象区分ごとの集計 (油脂費)

(1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
4 - 1		
4 - 2		
4 - 3		
4 - 4		
4 - 5		
合計		

①

(2-1) 補助事業を活用して管理している機場

【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
5 - 1		
5 - 2		
5 - 3		
5 - 4		
5 - 5		
合計		

②

(2-2) 補助事業を活用して管理している機場

【水利施設管理強化事業の対象施設】

施設番号	対象施設名	補助対象事業費 (円)
6 - 1		
6 - 2		
6 - 3		
6 - 4		
6 - 5		
合計		

③

2 補助金額の算定（油脂費）

補助対象区分	対象 施設数 (施設)	補助対象事業費 (円)	補助金額 (円)
1-1 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場 ①			
2-1 補助事業を活用して管理している機場【基幹水利施設管理事業・ 県単土地改良施設管理事業の対象施設】②			
2-2 補助事業を活用して管理している機場【水利施設管理強化事業の 対象施設】③			
合計			

※ 補助金額＝ 補助対象事業費 × 補助率 (1円未満切捨て)

※特記事項

- ・施設番号は、通し番号とし、個票（別紙1－4）と合わせること。
- ・土地改良区以外の団体にあつては、規約等を添付すること。
- ・上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。

■ 個票

団体名: _____

1 施設番号, 施設名及び造成事業

施設番号: _____ ※1 施設名: _____
 造成事業・地区名: _____

種別: 以下について、該当するものに☑をつける

- 用水 (口径: _____ 台数: _____ 台)
 排水 (口径: _____ 台数: _____ 台)

2 補助対象区分 (該当するものに☑をつける)

- (1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場
 (2-1) 補助事業を活用して管理している機場
 【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】
 (2-2) 補助事業を活用して管理している機場
 【水利施設管理強化事業の対象施設】

3 契約区分 低圧 高圧 特別高圧 (該当するものに☑をつける)

4 補助対象事業費の算定

月	R3燃料費調整単価	R4燃料費調整単価	増高分(円/kWh)	R5使用電力量(kWh)	増高額(円)※2
	①	②	③=②-①	④	⑤=③×④
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
合計					

【電気料金の負担割合】 (%)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区等 ⑥

増高額合計 × ⑥ /100 = 補助対象事業費(円)
 × /100 = 円

※1 施設番号は、経費の配分(別紙第1-2)と合わせること。
 ※2 月毎の増高額について、1円未満切捨てで計算する。
 ※3 契約種別毎に分けて作成すること。
 ※4 使用電力量がわかる書類(電力供給会社からの通知や領収書等)の写し、施設の写真(施設の全景、ポンプの全景等)を添付すること。

■ 個票

団体名: _____

1 施設番号, 施設名及び造成事業

施設番号: _____ ※1
 造成事業・地区名: _____

施設名: _____

種別: 以下について、該当するものに☑をつける

用水 (口径: _____ 台数: _____ 台)

排水 (口径: _____ 台数: _____ 台)

2 補助対象区分 (該当するものに☑をつける)

(1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場

(2-1) 補助事業を活用して管理している機場

【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】

(2-2) 補助事業を活用して管理している機場 【水利施設管理強化事業の対象施設】

※農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業が対象外である理由

「水利施設管理強化事業の対象施設」及び「維持管理費に占める油脂費及び電力料の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設」に該当しないため

省エネルギー化・コスト削減の取組みを実施するのが困難であるため

(困難である理由: _____)

令和4年度から令和5年度の高騰分がないため

3 契約区分

低圧 高圧 特別高圧 (該当するものに☑をつける)

4 補助対象事業費の算定

月	R3基本料金	R5基本料金	基本料金増高額	従量料金単価増高分※2	R5使用電力量(kWh)	従量料金増高額(円)※3	増高額合計(円)
	①	②	③=②-①	④	⑤	⑥=④×⑤	⑦=③+⑥
4月分							
5月分							
6月分							
7月分							
8月分							
9月分							
合計							

【電気料金の負担割合】 (%)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区等 ⑧

増高額合計 × ⑧ /100 = 補助対象事業費(円)

_____ × _____ /100 = _____ 円

※1 施設番号は、経費の配分(別紙第1-2)と合わせること。

※2 従量料金単価増高分とは、電力量料金及び燃料費調整単価の合計の増高分とする。

※3 月毎の増高額について、1円未満切捨てで計算する。

※4 契約種別毎に分けて作成すること。

※5 電力料金及び使用電力量がわかる書類(電力供給会社からの通知や領収書等)の写し、施設の写真(施設の全景、ポンプの全景等)を添付すること。

※6 4の表は、必要に応じて行数を追加し整理すること。

■ 個票

団体名: _____

1 施設番号, 施設名及び造成事業

施設番号: _____ ※1

施設名: _____

造成事業・地区名: _____

種別: 以下について、該当するものに☑をつける

- 用水 (口径: _____ 台数: _____ 台)
- 排水 (口径: _____ 台数: _____ 台)

2 補助対象区分 (該当するものに☑をつける)

- (1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場
- (2-1) 補助事業を活用して管理している機場
【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】
- (2-2) 補助事業を活用して管理している機場
【水利施設管理強化事業の対象施設】

3 補助対象事業費の算定

R3年度油脂費平均単価 = _____ 円 ①

R4年度油脂費平均単価 = _____ 円 ②

単価増高分 = _____ 円/L ③=②-①

R5油脂使用量合計 = _____ L ④

増高額合計 = 単価増高分③ × 油脂使用量合計④ = 増高額合計⑤

増高額合計 = _____ × _____ = _____

【油脂費の負担割合】 (%)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区等 ⑥

増高額合計⑤ × ⑥ /100 = 補助対象事業費(円)

_____ × _____ /100 = _____ 円

※1 施設番号は、経費の配分 (別紙第1-2) と合わせること。

※2 令和3、4年度の各月の油脂費単価及び令和5年油脂使用量がわかる書類 (領収書等) の写し、施設の写真 (施設の全景、ポンプの全景等) を添付すること。

■ 個票

団体名: _____

1 施設番号, 施設名及び造成事業

施設番号: _____ ※1

施設名: _____

造成事業・地区名: _____

種別: 以下について、該当するものに☑をつける

- 用水 (口径: _____ 台数: _____ 台)
- 排水 (口径: _____ 台数: _____ 台)

2 補助対象区分 (該当するものに☑をつける)

- (1-1) 県営土地改良事業及び県から補助を受けて造成された機場
- (2-1) 補助事業を活用して管理している機場
【基幹水利施設管理事業・県単土地改良施設管理事業の対象施設】
- (2-2) 補助事業を活用して管理している機場
【水利施設管理強化事業の対象施設】

※農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業が対象外である理由

- 「水利施設管理強化事業の対象施設」及び「維持管理費に占める油脂費及び電力料の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設」に該当しないため
- 省エネルギー化・コスト削減の取組みを実施するのが困難であるため
(困難である理由: _____)
- 令和4年度から令和5年度の高騰分がないため

3 補助対象事業費の算定

R3年度油脂費平均単価＝	_____ 円	①
R5年度油脂費平均単価＝	_____ 円	②
単価増加分＝	_____ 円/L	③=②-①
R5油脂使用量合計＝	_____ L	④

増高額合計＝ 単価増加分③ × 油脂使用量合計④ = 増高額合計⑤

増高額合計＝ _____ × _____ = _____

【油脂費の負担割合】 (%)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区等 ⑥

増高額合計⑤ × ⑥ /100 = 補助対象事業費(円)

_____ × _____ /100 = _____ 円

※1 施設番号は、経費の配分(別紙第1-2)と合わせること。

※2 令和3、5年度の各月の油脂費単価及び令和5年油脂使用量がわかる書類(領収書等)の写し、施設の写真(施設の全景、ポンプの全景等)を添付すること。

別紙第 2 (別記様式第 1 号)

収支予算書

(1)収入の部

	本年度予算額	備考
県補助金		
計		

(2)支出の部

	本年度予算額	備考
補助金		
事務費		
計		

別記様式第2号（第6条）

年度 農業水利施設物価高騰対策支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号で補助金交付の決定のあった事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

注 別記様式第1号様式に準じ、変更前と変更後が比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第7条）

年度 農業水利施設物価高騰対策支援事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号で補助金交付決定のあった農業水利施設物
価高騰対策支援事業の 年 月 日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙第3のとおり）
- 2 事業完了予定 年 月 日

別紙第3

1 収支の状況

収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
補助金	円	円	円	
事務費				
計	円	円	円	

別記様式第4号（第8条第1項）

年度 農業水利施設物価高騰対策支援事業実績報告書

第 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号をもって補助金交付決定のあった農業水利施設物価高騰対策支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第8条に基づき報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施内容
土地改良区等に対し、農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を補助することにより、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。
- 3 事業実施収支計算書（別紙第4のとおり）

別紙第 4

事業実施収支計算書

(1) 収入の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
県補助金				
計				

(2) 支出の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
補助金				
事務費				
計				

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号で補助金交付の決定のあった千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金について、千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条第3項(第4項)の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け千葉県耕達第 号による額の確定額)
 - 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
 - 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合にあつては、その理由
〔 〕
 - 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合にあつては、その状況
〔 〕
- 確定申告が完了していない場合は申告予定時期： 年 月頃

注 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第10条）

年度 千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付請求書

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕達第 号で額の確定のあった農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。
金 円

【本件責任者】

氏名
所属
役職
電話番号

【担当者】

氏名
所属
役職
電話番号

別記様式第7号（第11条）

年度 千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書

第 年 月 日
第 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県耕指令第 号で補助金交付決定のあった農業水利施設物
価高騰対策支援事業について補助金を概算払により交付されるよう、千葉県補助金等交付規
則第16条第2項の規定により金 円を請求します。

【本件責任者】

氏名
所属
役職
電話番号

【担当者】

氏名
所属
役職
電話番号

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記様式第9号（別記様式第1号 注2）

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半ｶﾀ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半ｶﾀ)	氏名 (漢字)	生 年 月 日				性 別 (MF)	住 所	職 名
					元 号 (MTSH)	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

注意事項

※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。